

旅館業営業に関する主な手続き

	内容	必要書類	注意事項
開設	宿泊施設を営業しようとする場合 施設を移転する場合 施設を全面改築する場合 営業者が変わる場合（個人から法人、法人から個人を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業営業許可申請書</li> <li>・法人の場合は、定款又は寄附行為の写し並びに役員の氏名（フリガナ）、住所、生年月日及び性別を記載した役員名簿</li> <li>・構造設備を明らかにした図面</li> <li>・付近おおむね100メートル以内の見取り図</li> <li>・建物の建築確認済証の写し</li> <li>・営業用の土地又は建物が他人の所有である場合は、その所有者の承諾書</li> <li>・消防法令適合通知書</li> <li>・農林漁業体験民宿の場合は体験プログラムの内容が分かる計画案</li> </ul>	検査手数料として、22,000円が必要です（窓口での現金支払い、キャッシュレス決済又は納入通知書による金融機関での支払い）。 旅館業法のほか、他法令による規制がある場合があります。所管庁に確認してください。
変更	許可申請書の記載事項を変更した場合 例）名称、営業者の住所 法人の代表者、構造設備 部屋数、定員数 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業営業変更届出書</li> <li>・構造設備を変更した場合は、変更後の構造設備を明らかにした図面</li> <li>・営業者の住所、法人の代表者等を変更した場合は、その事実を証する書類</li> <li>・法人の代表者の氏名を変更した場合は、変更後の役員の氏名（フリガナ）、住所、生年月日及び性別を記載した役員名簿</li> </ul>	変更後10日以内に届出してください。
停止 廃止	営業を停止・廃止する場合 停止していた営業を再開する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業営業変更届出書（変更と同一様式）</li> <li>・廃止の場合は、旅館業営業許可証</li> </ul>	停止・廃止後10日以内に届出してください。
承継	法人の合併・分割により営業を承継する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業営業者地位承継承認申請書</li> <li>・旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し並びに役員の氏名（フリガナ）、住所、生年月日及び性別を記載した役員名簿</li> <li>・合併又は分割契約書</li> </ul>	登記前に申請してください。 （手数料：7,400円）
	個人の相続により、営業を承継する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業営業者地位承継承認申請書</li> <li>・戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し</li> <li>・相続人が2人以上ある場合は、全員の同意書</li> </ul>	被相続人の死亡後60日以内に申請してください。 （手数料：7,400円）
定員 緩和	季節的状況、地理的状況等により条例の基準（収容定員）を超えて客の受け入れをする場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取市旅館業法施行条例第6条による緩和申請書</li> <li>・申請の事由がわかる書類</li> </ul>	受け入れ予定日前に申請してください。